

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>（取扱外国株券等）</p> <p>第 11 条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第 71 条の規定に従い配当金支払事務委託契約及び株式事務委託契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。</p> <p>（1）金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている外国株券又は上場が予定されている外国株券のうち細則で定める要件を満たすもの</p> <p>（2）金融商品取引所に上場されている外国新株予約権証券又は上場が予定されている外国新株予約権証券のうち細則で定める要件を満たすもの</p> <p>（3）金融商品取引所に上場されている外国投資信託受益証券又は上場が予定されている外国投資信託受益証券のうち細則で定める要件を満たすもの</p> <p>（4）金融商品取引所に上場されている外国投資証券又は上場が予定されている外国投資証券のうち細則で定める要件を満たすもの</p> <p>（5）金融商品取引所に上場されている外国受益証券発行信託の受益証券又は上場が予定されている外国受益証券発行信託の受</p> | <p>（取扱外国株券等）</p> <p>第 11 条 機構は、次の各号に掲げる外国株券等のうち、当該外国株券等の発行者が第 71 条の規定に従い配当金支払事務委託契約及び株式事務委託契約を締結しているものについて、機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱うものとする。</p> <p>（1）金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている外国株券</p> <p>（2）金融商品取引所に上場されている外国新株予約権証券</p> <p>（3）金融商品取引所に上場されている外国投資信託受益証券</p> <p>（4）金融商品取引所に上場されている外国投資証券</p> <p>（5）金融商品取引所に上場されている外国受益証券発行信託の受益証券</p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>益証券のうち細則で定める要件を満たすもの</u></p> <p>(6) <u>金融商品取引所に上場されている外国カバードワラント又は上場が予定されている外国カバードワラントのうち細則で定める要件を満たすもの</u></p> <p>(7) <u>金融商品取引所に上場されている外国株預託証券又は上場が予定されている外国株預託証券のうち細則で定める要件を満たすもの</u></p> <p>(8) <u>金融商品取引所に上場されている外国株式等又は上場が予定されている外国株式等のうち細則で定める要件を満たすもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(上場前の特別な預託等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> | <p>(6) 金融商品取引所に上場されている外国カバードワラント</p> <p>(7) 金融商品取引所に上場されている外国株預託証券</p> <p>(8) 金融商品取引所に上場されている外国株式等</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場前の特別な預託等)</p> <p>第 37 条 (略)</p> <p><u>2 機構は、前項の規定により取り扱った外国株券等について、金融商品取引所への上場が中止された場合には、当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。</u></p> <p><u>3 機構は、前項の規定により取扱廃止となった外国株券等と同一の銘柄の外国株券等について、その取扱廃止決定以降、外国株券等機構加入者からの預託等を制限するものとする。</u></p> |
|--|--|

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>（取扱外国株券等の要件）</u></p> <p><u>第 4 条 規則第 11 条第 1 項各号に規定する細則で定める要件は、金融商品取引所による上場承認が行われていることとする。</u></p> <p>（取扱外国株券等の廃止等の取扱い）</p> <p>第 4 条の 2 機構は、規則第 13 条第 1 項又は第 3 項の規定により<u>取扱外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該取扱外国株券等の取扱いを廃止するものとする。</u>この場合において、当該<u>取扱外国株券等の発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。</u></p> <p>（1）<u>取扱外国株券等が上場廃止となる場合又は上場が中止される場合</u></p> <p>金融商品取引所における取扱外国株券等の売買（以下「取引所取引」という。）に係る最終決済日の翌日<u>又は金融商品取引所への上場が中止された日以降の日</u>であって、機構があらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 規則第 13 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱外国株券等の預託等及び交付等は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（1）預託等の取扱い</p> | <p>（新設）</p> <p>（取扱外国株券等の廃止等の取扱い）</p> <p>第 4 条 機構は、規則第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定により外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等の発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>（1）取扱外国株券等が上場廃止となる場合</p> <p>金融商品取引所における取扱外国株券等の売買（以下「取引所取引」という。）に係る最終決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等機構加入者に通知した日</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 規則第 13 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱外国株券等の預託等及び交付等は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>（1）預託等の取扱い</p> |

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日又は金融商品取引所への上場が中止された日以降、当該取扱外国株券等の預託等を受けないものとする。

(2) 交付等の取扱い

外国株券等機構加入者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日又は金融商品取引所への上場が中止された日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに交付等の請求をしなければならない。ただし、外国株券等の発行者が規則第13条第3項各号に該当する場合には、本文の規定にかかわらず、前項第2号に規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後外国株券等の交付等の請求を行うことができる。

3 (略)

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱外国株券等の預託等を受けないものとする。

(2) 交付等の取扱い

外国株券等機構加入者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに交付等の請求をしなければならない。ただし、外国株券等の発行者が規則第13条第3項各号に該当する場合には、本文の規定にかかわらず、前項第2号に規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後外国株券等の交付等の請求を行うことができる。

3 (略)

2 附則

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

以 上